

## 東北公益文科大学における公的研究費の使用・管理等に関する規程

制 定 平成 27 年 3 月 25 日

改 正 平成 28 年 9 月 28 日

### (目的)

第 1 条 この規程は、東北公益文科大学（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な使用及び管理について、「東北公益文科大学における研究費の使用に関する行動規範」に基づき、必要な事項を定める。

### (定義)

第 2 条 この規程において使用する用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公的研究費 国、地方公共団体又はその外郭団体等から交付される、特定の課題研究及び特定の事業を目的として交付される研究費及び委託金
- (2) 職員等 本学の教育職員（特任教員を含む。）、一般職員（嘱託職員、臨時職員を含む。）及び公的研究費により雇用され又は研究に携わる者（大学院生を含む。）
- (3) 研究者 職員等のうち、公的研究費の配分を受ける者（当該研究を複数の者で行う場合は、その代表者及びその研究分担者）又は、本学以外の研究機関の研究代表者から公的研究費の研究協力配分金を受けた研究分担者及び連携研究者

### (職員等の責務)

第 3 条 職員等は、研究が公益性・公共性を有する知的生産活動であることを認識し、公的研究費の使用及び管理に関しての説明責任を有することを踏まえて、この規程を及び各公的研究費の使用及び管理にあたり定められているルール（以下「規程等」という。）を遵守しなければならない。

- 2 研究者は、公的研究費を研究目的等に直接関係する研究活動に使用するものとし、研究費の使用用途についての説明責任を負うものとする。又、研究者は、公的研究費の使用状況を常に把握するものとする。
- 3 公的研究費の管理及び執行を担当する職員等（以下、「研究費担当職員」という。）は、研究費の執行にあたっては規程等を遵守するとともに、当該研究費の使用状況を把握し、適切な管理に努めるものとする。

### (研究費の機関管理)

第 4 条 公的研究費の管理は、本学が管理するものとし、研究者個人では管理してはならない。

### (管理責任体制)

第 5 条 公的研究費を適正に管理・執行するために、本学に最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の管理・執行について最終責任を負うものとし、理事長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・執行について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、学長をもって充てる。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、公的研究費の管理・執行について責任と権限を持つものとし、学部長をもって充てる。
- 5 最高管理責任者は自らの職名に加え、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者の職名を

公表するものとする。

(最高管理責任者の責務)

第6条 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任をもって公的研究費の管理・執行に当たることができるために必要な環境や体制の構築を図るよう努めなければならない。

(統括管理責任者の責務)

第7条 統括管理責任者は、この規程に基づき、本学全体の具体的な不正防止対策を策定し、それを実施し実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に定期的に報告する。

(コンプライアンス推進責任者等の責務)

第8条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 公的研究費の不正防止対策を企画、実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 公的研究費の不正防止を図るため、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を統括管理責任者に報告する。
- (3) 職員等が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

2 コンプライアンス推進責任者は、前条の事項を実施するに当たり、公的研究費の管理・執行について日常的に管理監督を行うコンプライアンス推進副責任者を一般職員の中から指名することができる。

(不正防止計画の策定)

第9条 統括管理責任者は、不正防止対策の策定にあたっては、研究活動において不正を発生させる要因を把握し、それに対応する具体的な不正防止計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 計画は、不正を発生させる要因の把握により不断に見直しを行うものとする。

(コンプライアンス教育)

第10条 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理にかかわるすべての職員等に対し、不正使用を防止するため、毎年度コンプライアンスに関する研修を実施するものとする。

2 前項の研修にあたっては、コンプライアンス教育の徹底を図るため、受講者に理解度を測る方策をとることとする。

(不正防止推進組織)

第11条 前2条の業務の推進は研究活動推進委員会が担当する。

(誓約文書の提出)

第12条 公的研究費の使用、運営及び管理にかかわるすべての職員等は、次条に掲げる規程等を遵守し不正使用を行わない旨、及び不正を行った際は本学の規程に基づいた処分を受け、法的責任を負う旨を明記した誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

2 前項の誓約書は、研究者にあつては遅くとも当該公的研究費の使用開始前までには提出しなければならない。

3 前項の誓約書は、当該研究期間終了後5年間保管するものとする。

(適正な執行管理)

第13条 公的研究費の使途、購入等の契約、旅費の支給及び謝金の支払い等経理に関する取扱は、当該公的研究費の交付の際に定められているものの他、本学における次の各号の規程等及び国家公

務員等の旅費に関する法律に則り取扱うものとする。

- (1) 東北公益文科大学旅費規程（平成 12 年 12 月 27 日制定）
- (2) 公的研究費の経理等に関する取扱要綱（平成 27 年 3 月 25 日制定）
- (3) 研究費支出基準（平成 26 年 3 月 27 日制定）

（適正な事務処理の確保）

第 14 条 公的研究費の申請、研究内容及び経費配分の変更、報告、通知等の手続きに関する事務は、研究支援室で行う。

2 公的研究費の管理及び経理に関する事務は、研究支援室及び総務課で行う。

3 経理に関する事務を行う一般職員は、効率的かつ適正な公的研究費の経理を行うとともに、研究者に対して公的研究費の適正な使用について必要な助言を行うものとする。

（執行状況の確認等）

第 15 条 コンプライアンス推進責任者は、随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。

2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、コンプライアンス推進責任者は繰越制度の活用、資金交付機関への返還等を含めた改善策を研究者に提示するものとする。

（検収の実施）

第 16 条 研究支援室は、物品の購入、修繕、印刷・製本、役務の提供等の契約に伴う検収を定期的に行うものとする。

（相談窓口の設置）

第 17 条 公的研究費の申請及び経理等の事務を手続きに関する相談窓口を研究支援室に設置するものとする。

（監査）

第 18 条 公的研究費の適正な管理・執行を図るため、定期的に監査を実施するものとする。

2 前項の監査について必要な事項、監査マニュアル等に関しては別に定める。

3 最高管理責任者は、監査の結果改善等が必要であると認められた事項については、速やかに有効かつ具体的な措置を講ずるものとする。

（不正に係る報告）

第 19 条 公的研究費の管理及び使用に関わる職員等は、公的研究費の管理及び使用において不正が発覚又は疑いが生じた場合は、直ちにコンプライアンス推進責任者に報告しなければならない。

2 コンプライアンス推進責任者は前項の報告を受けた場合は、遅滞なく統括管理責任者及び最高管理責任者に報告しなければならない。

（不正通報処理体制）

第 20 条 前条の報告及び外部からの通報・告発等に対しては、学校法人東北公益文科大学内部通報に関する規程（平成 23 年 3 月 10 日制定。以下「内部通報規程」という。）によるものとする。

2 内部通報規程に定めるものの他、公的研究費の不正使用に係る調査等については別に定める。

（不正に対する措置）

第 21 条 調査の結果不正が明らかになった場合は、内部通報規程第 14 条に基づき、当該不正に関与した職員等に対し措置するとともに、管理責任の役割が十分果たされず、結果的に不正を招いたと認められた場合は、当該管理責任者に対しても措置を行うことができる。

(不正による公的研究費の返還)

第 22 条 公的研究費の不正な使用及び管理により公的研究費を返還する必要がある場合は、当該職員等がその返還金全額を負担することを原則とする。

(業者への対応)

第 23 条 統括管理責任者は、本規程を含む本学における公的研究費の取り扱いを広く周知するとともに、本学の定める基準に該当する業者に対しては、取引に当たっては、次の各号の事項を含む誓約書の提出を求めるものとする。

- (1) 本学の規程等を遵守し、不正に関与しない。
- (2) 本学が実施する監査や調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること。
- (3) 不正の事実が認められた場合は、取引停止を含む処分が講じられても異議がないこと。
- (4) 本学の職員等から不正な行為の依頼等があった場合は、本学に相談、通報をすること。

2 公的研究費の不正使用等に関与した業者に対する措置等については別に定める。

(規程の準用)

第 24 条 この規程は、本学から教育職員に支給される研究費及び民間企業等から交付される研究費の管理・使用等についても準用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 3 月 25 日から施行する。
- 2 科学研究費補助金の取り扱いについて（平成 14 年 8 月 30 日制定）は廃止する。

附 則(平成 28 年 9 月 28 日改正)

- 1 この規程の改正は、平成 28 年 9 月 29 日から施行する。(コンプライアンス推進責任者関係の改正)

# 誓約書

学校法人東北公益文科大学 理事長 殿

私は、下記研究課題に係る研究費の使用にあたり、本学の定める以下の取扱い等に  
従い、不正行為に関与しない事を誓約します。

なお、以下取扱い等に違反し不正行為に関与した場合は、本学あるいは研究費の配  
分機関の処分に従うこととし、法的責任を全うします。

- ・ 東北公益文科大学における研究費の使用に関する行動規範
- ・ 東北公益文科大学における公的研究費の使用・管理等に関する規程
- ・ 公的研究費の経理等に関する取扱要綱
- ・ 研究費支出要項

## 記

(区 分)  研究代表者  研究分担者等

(研究費名)  科学研究費助成事業

課題番号: \_\_\_\_\_

研究種目: \_\_\_\_\_

その他の研究費

(

)

(研究課題名) \_\_\_\_\_

日付: 年 月 日

職 位: \_\_\_\_\_

氏 名: \_\_\_\_\_

( 自 署 )

# 誓約書

学校法人東北公益文科大学 理事長 殿

私は、本学における研究活動を実施するにあたり、本学の定める以下の取扱い等に従い、不正行為に関与しないことを誓約します。

なお、以下取扱い等に違反し、不正行為に関与した場合は、本学あるいは研究費の配分機関の処分に従うこととし、法的責任を全うします。

- ・ 東北公益文科大学における研究費の使用に関する行動規範
- ・ 東北公益文科大学における公的研究費の使用・管理等に関する規程
- ・ 公的研究費の経理等に関する取扱要綱
- ・ 研究費支出要項

日付：           年       月       日

職位

氏名

( 自 署 )

# 誓約書

当社（当法人）は、学校法人東北公益文科大学との取引に当たり、学校法人東北公益文科大学が定めた「東北公益文科大学における公的研究費の使用に関する行動規範」、「東北公益文科大学における公的研究費の使用・管理等に関する規程」を理解し、以下のことを誓約します。

- いかなる不正取引、不適切な契約を行いません。
- 貴法人が公的研究費に関して実施する監査等に際して、取引帳簿等の閲覧・提出等の要請があった場合は、可能な限りこれに協力いたします。
- 貴法人の職員から不正な行為の依頼等があった場合は、貴法人に通知します。
- 当社（当法人）に、貴法人の関係諸規程に反する行為が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

日付： 年 月 日

学校法人東北公益文科大学 理事長 殿

(所在地)

(社名)

印

(代表者役職・氏名)

印